

25 公益財団法人宮城県国際化協会

1 基本情報

所在地	仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号			代表者	理事長 加藤 睦男	
電話	022-275-3796	ファックス	022-272-5063	ホームページ	http://mia-miyagi.jp	
設立	昭和62年8月1日	改革分類	自立支援団体	県担当課	経済商工観光部 国際政策課	
出資等の状況	第1位	宮城県 (71.8%) 750,000 千円	第2位	(公財)宮城県国際化協会 (8.4%) 88,000 千円	第3位	仙台市 (4.8%) 50,000 千円
	その他	東内市町村・民間団体ほか (15.0%) 155,910 千円			出資等総額	1,043,910 千円 (100.0%)
設立目的(定款等)	多文化共生と県民主体の国際交流及び国際協力活動を促進することにより、本県の国際化を図ることを目的とする。				出資等総額	1,043,910 千円 (100.0%)

2 主な事業内容

	事業名	事業費 (単位:千円)			事業内容
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	
事業1	多文化共生推進事業	13,542	19,538	14,029	日本語講座運営事業, みやぎ外国人相談センター設置事業, 外国籍児童生徒支援事業, 外国人受入環境整備事業 等
	全体事業に占める割合	25.0%	32.1%	27.2%	
事業2	国際交流・国際協力事業	4,522	4,214	2,447	国際理解教育支援事業, 機関紙《倶楽部MIA》編集発行事業, 海外研修員日本語研修事業 等
	全体事業に占める割合	8.4%	6.9%	4.7%	
事業3	海外移住事業	123	149	149	海外県人会助成事業, 海外移住者支援事業
	全体事業に占める割合	0.2%	0.2%	0.3%	
その他の事業	その他事業費	35,905	36,895	34,939	公益目的事業の件費・共通経費 等
	全体事業に占める割合	66.4%	60.7%	67.8%	
全体事業費		54,092	60,796	51,564	指定管理者
全体割合		100.0%	100.0%	100.0%	

3 評価

(1) 団体の使命・役割

現在の団体としての公益的使命・役割・目標	県が期待する団体の役割(県施策との関連等)
新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中において、在住外国人は、医療、就労、教育といった生活上の様々な面で不安を抱え、制約を受けており、きめ細かなサポートの必要性が高まっている。こうした社会情勢の変化に対応し、当協会は、県、市町村及び市町村国際交流協会等の関係団体と連携を深めながら、各種支援事業の充実強化を図り、多文化共生社会の推進に貢献する。	今後も更なる増加が見込まれる外国人県民に関し、解決すべき課題は多く、また、その内容がより複雑、かつ多岐に渡るものとなっている。 行政のみでは対応できない部分について、適正、柔軟、迅速に対応していくために、当協会の果たすべき役割は、ますます重要なものとなっている。

(2) (1)に対する団体の自己評価及び県の所見(令和2年度)

団体による自己評価	県(主務課)の所見
在住外国人の不安解消を図るため、ホームページのリニューアル等による多言語での情報発信の強化や相談センターでの対応を行った。また、医療機関等を対象とした通訳サポーターの活動をオンラインで実施したほか、感染防止対策を徹底した上で、技能実習生と地域住民が参加する防災研修等を開催するなど、コロナ禍の中でも着実に支援を実施することができた。	外国人県民の増加により団体に期待される役割が大きくなる中で、行政のみでは対応できない多文化共生社会の推進を図る事業を実施している当該団体の重要性は増している。コロナ禍においても外国人県民等が安心して暮らせる環境を整備するため、県や関係団体と連携し、引き続き効果的な事業実施を期待する。

(3) 団体に対する総合評価(令和2年度)

項目	団体による自己評価	県(主務課)の所見	参考指標
イ 組織運営の健全性 ※1	総務部門の職員は極めて少数のため、事業部門にも会計書類を回覧し事務ミスの防止に努めているほか、会計事務で疑義が生じた場合は、速やかに公認会計士の指導を受けるなど、効率的で適正な業務運営を図ることができた。	複数の目で事務処理ミスの防止に努めているほか、公認会計士を効果的に活用する等、効率よく健全な組織運営に努めていると評価できる。	A
ロ 財務の健全性 ※1	補助金を積極的に活用して事業の充実強化を図るとともに、他方でコロナ禍により費用が大幅な縮減となった結果、黒字が大きく拡大した。また、公益目的事業会計において「収支相償」を確保し、健全性を維持することができた。	コロナ禍においても、創意工夫を重ねる事業の充実強化を図り、収支相償基準を達成している一方、法人全体としては経費節減に努めることで黒字を継続しており、健全な財務運営であると認められる。	A
(2)及び上記イ・ロを踏まえた総合評価・今後の方向性と課題	コロナ禍により事業環境が制約を受ける中で、可能な限りの取組を実施してきたところであり、今後も創意工夫を重ねながら、多文化共生社会の推進に取り組んでいく。一方で、超低金利が長期化し財務基盤への影響が大きいことから、今後も、効率的な経営を目指していく必要がある。	外国人県民の増加により、今後ますます重要となってくる多文化共生社会の推進のため、多様化するニーズに的確に対応した事業実施が一層重要となってくる。今後も、健全な組織運営が継続されるよう助言等を行っていく。	総合評価 A

※1 上記イ及びロにおける「団体による自己評価」「県(主務課)の所見」及び「参考指標」は、それぞれの項目に係る経営評価指標に基づき記載しているもの。

4 経営状況 (単位:千円)

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減(R2 - R1)
貸借対照表	資産合計	1,110,341	1,112,972	1,124,013	11,041
	流動資産	44,156	50,301	57,288	6,987
	固定資産	1,066,185	1,062,671	1,066,725	4,054
	うち基本財産	1,043,910	1,043,910	1,043,910	0
	負債合計	19,006	20,454	22,519	2,065
	流動負債	3,487	3,361	3,824	463
	固定負債	15,519	17,093	18,695	1,602
	うち長期借入金	0	0	0	0
	正味財産合計	1,091,335	1,092,518	1,101,493	8,975
	指定正味財産	955,910	955,910	958,201	2,291
一般正味財産	135,425	136,608	143,292	6,684	
正味財産増減計算書	経常収益	64,329	69,601	65,948	△ 3,653
	うち事業収益	13,572	13,366	16,265	2,899
	経常費用	61,986	68,418	59,264	△ 9,154
	うち管理費	7,894	7,622	7,700	78
	評価損益等調整前当期経常増減額	2,343	1,183	6,684	5,501
	当期経常増減額	2,343	1,183	6,684	5,501
	経常外収益	0	0	0	0
	経常外費用	0	0	0	0
	当期経常外増減額	0	0	0	0
	当期一般正味財産増減額	2,343	1,183	6,684	5,501
当期指定正味財産増減額	0	0	2,291	2,291	
当期正味財産増減額	2,343	1,183	8,975	7,792	
県の財政的関与	補助金	33,101	32,972	36,247	3,275
	委託金 ※2	6,673	6,485	11,076	4,591
	負担金	0	0	0	0
	補助金等合計	39,774	39,457	47,323	7,866
	総収入 ※3	64,329	69,601	68,239	△ 1,362
	総収入に対する補助金等割合	61.8%	56.7%	69.3%	
	単年度貸付額	0	0	0	0
	年度末貸付金残高	0	0	0	0
損失補償(債務保証)残高	0	0	0	0	

※2 委託金:随意契約によるものが対象。指定管理者制度に係る管理委託料は、非公募により選定された場合が対象。
(なお、非公募で指定管理者となった団体に利用料金収入がある場合は、利用料金収入を含めた額を計上している。)

※3 総収入=経常収益+経常外収益+当期指定正味財産増加額【正味財産増減計算書】

5 主な経営指標

評価項目	算式等	平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減(R2 - R1)
正味財産比率	正味財産合計÷資産合計(総資産)×100	98.3%	98.2%	98.0%	-0.2%
流動比率	流動資産÷流動負債×100	1266.3%	1496.6%	1498.1%	1.5%
借入金依存度	(長期借入金+短期借入金)÷資産合計(総資産)×100	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
経常利益率	当期経常増減額÷経常収益×100	3.6%	1.7%	10.1%	8.4%
管理費比率	管理費÷経常収益×100	12.3%	11.0%	11.7%	0.7%

6 組織・役職員の状況

(人)

役職員の人数		令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (6月末現在)	令和2年度における 常勤役職員の状況				
役員	常勤 (うち県OB)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	常勤役員				
	非常勤 (うち県OB)	12 (1)	12 (1)	12 (1)	平均年齢	1名のため非公開			
職員	常勤職員 (※4)	3	3	4	平均年収 (千円)	1名のため非公開			
	プロパー職員	3	3	4					
	県OB	0	0	0	常勤職員(プロパー)				
	県派遣職員	0	0	0	平均年齢	47.3			
	その他の派遣職員	0	0	0	平均年収 (千円)	6,253			
上記以外の職員(※5)	3	3	2						
障害者雇用の状況 (※6)		法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	-	雇用障害者数	-	実雇用率	- %	不足数	-

※4 常勤職員:プロパー職員、県派遣・県OB、その他の派遣職員(県以外の自治体、民間企業等)を指すもの。

※5 上記以外の職員:任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。

※6 6月1日現在で、公共職業安定所に提出する『障害者雇用状況報告書』の数値を掲載しているもの。(法定雇用率が課せられている団体のみ記載)

【除外率が適用となる団体は、除外率適用後の常用労働者数に基づき記載】

25 公益財団法人宮城県国際化協会

<組織運営の健全性に関する指標>

No.	項目	評価内容	評価	
1	組織統制に関する規程等の整備	業務規程等が整備され、内部牽制が図られているか。	① 8項目未満整備	0
			② 8項目以上整備	1
			就業規則（無期転換ルールの対応含む）	■
			役員報酬規程	■
			職務分掌規程	■
			会計規程	■
			契約規程	■
			決裁規程	■
			給与規程	■
			退職手当規程	■
	施設等の管理規程	□		
2	コンプライアンスの確保（経営への取組・内部統制）	コンプライアンスに関する取組を行っているか。	① 合計0点。またはコンプライアンス違反事例があった。	0
			② 1～2点	1
			③ 3～4点	2
			④ 5点以上	3
			○コンプライアンスに関する規程を整備している。（2点）	■
			○コンプライアンスに関する規程を今年度中に整備する予定（1点）	□
			○マニュアル等を作成し、職員に配布する等周知を図っている。（1点）	□
			○職員に対する啓発等研修の場を設定している。（1点）	■
			○業務監査体制を強化する体制整備や取組を行っている。（1点）	□
			○内部統制に関する取組を行っている（1点）	■
			○BCP（業務継続計画）を作成している。（1点）	□
			○公益通報者保護法に基づく公益通報制度を設けている。（1点）	□
	○その他、コンプライアンス経営を充実するための取組みを行っている。（取組内容： ）（1点）	□		
3	実効性を持った監事監査の実施	公認会計士・税理士が会計・経理事務に関与しているか。	① 公認会計士・税理士の関与はない。	0
			② ③以外に公認会計士・税理士の関与を得ている。（定期的な指導を受けている）	1
			③ 公認会計士・税理士が監事（監査役）に就任し監事（監査役）監査を実施、または監査法人による監査を実施している。	2
4	経営幹部への民間企業等出身者の登用	民間の経営ノウハウ活用による組織の活性化や自立的経営の促進を図る観点から、役員に業務に精通した民間企業等出身者を登用（採用）・配置しているか。	① 登用していない。	0
			② 登用している。	1

No.	項目	評価内容	評価		
5	人材育成、内部登用の拡大、独自の人材確保の取組	職員の人材育成、プロパー職員の内部登用、または独自の人材確保（プロパー職員等の採用による県派遣職員との入れ替え）が図られているか。	①人材育成の取組を行っていない。また、内部登用や独自の人材確保も行っていない。	0	1
			②人材育成の取組を行っているほか、内部登用や独自の人材育成を行っている。	1	
6	事業内容・財務情報等のホームページ公表	ホームページにおける情報公開は、どのような状況にあるか。	①ホームページで公開していない。	0	2
			②下記のうち、6項目未満（会社法法人・その他の法人は4項目未満）を公開している。	1	
			③下記のうち、6項目以上（会社法法人・その他の法人は4項目以上）を公開している。	2	
			定款（寄附行為）	■	
			役員等名簿	■	
			事業計画書	■	
			収支予算書（収支計画）	■	
			事業（営業）報告書	■	
			収支計算書	□	
			貸借対照表	■	
			損益計算書（正味財産増減計算書）	■	
			財産目録	■	
			キャッシュフロー計算書（作成している場合）	□	
役員の報酬・退職金に関する規定	■				
合計（10点満点）				8	

団体による自己評価 （概況、上記指標以外の取組実績、今後の課題・対策等）	県（主務課）の所見	参考指標
総務部門の職員は極めて少数のため、事業部門にも会計書類を回議し事務ミスの防止に努めているほか、会計事務で疑義が生じた場合は、速やかに公認会計士の指導を受けるなど、効率的で適正な業務運営を図ることができた。	複数の目で事務処理ミスの防止に努めているほか、公認会計士を効果的に活用する等、効率よく健全な組織運営に努めていると評価できる。	A

＜参考指標＞
合計点が
8～10点の場合：A（概ね良好）
5～7点の場合：B（改善の余地あり）
2～4点の場合：C（改善措置が必要）
0～1点の場合：D（大いに改善措置が必要）

25 公益財団法人宮城県国際化協会

<財務の健全性に関する指標>

No.	項目	評価内容	評価		
1	(公益法人) 正味財産増減額と 収支相償の状況	正味財産が減少している場合でも法人の継続に支障がない状態を保っているか。 収支相償を満たしているか。	①収支相償の基準を満たしていない。または、3期の当期正味財産増減額における減少額の平均が、正味財産合計額（指定＋一般）の10%以上	0	4
			②3期連続で一般正味財産増減額がマイナスだが、3期の当期正味財産増減額における減少額の平均が、正味財産合計額（指定＋一般）の10%未満	1	
			③収支相償の基準を満たしており、一般正味財産増減額が3期連続マイナスでない。	2	
			④収支相償の基準を満たしており、一般正味財産増減額が当期プラス	3	
			⑤収支相償の基準を満たしており、直近の一般正味財産増減額が2期連続プラス	4	
	(公益法人以外) 一般正味財産増減額／経常損益の状況	一般正味財産は連続で減少していないか。 経常損益は連続で赤字を計上していないか。	①3期連続減少又は赤字	0	4
			②当期を含め1期又は2期減少又は赤字	1	
			③当期のみ増加又は黒字	2	
			④当期を含め2期連続増加又は黒字	3	
			⑤3期連続増加又は黒字	4	
2	(公益法人会計) 正味財産比率の状況	財政基盤は安定しているか。 [正味財産比率(%) = 正味財産合計 ÷ 資産合計 (総資産) × 100]	①正味財産比率が30%未満	0	2
		②正味財産比率が30%以上	2		
	(企業会計) 自己資本比率の状況	財政基盤は安定しているか。 自己資本比率(%) = 純資産合計 (株主資本) ÷ 資産合計 (総資産) × 100]	①自己資本比率が30%未満	0	
			②自己資本比率が30%以上	2	
3	短期的支払能力の 適正性【流動比率】	流動比率は適正を維持しているか。 [流動比率(%) = 流動資産 ÷ 流動負債 × 100]	①下記以外	0	1
			②当期100%以上	1	

No.	項目	評価内容	評価		
4	補助金等依存の抑制	総収入に対する補助金等割合は抑制基調にあるか。 [補助金等割合=補助金等合計÷総収入×100]	①対前期増加幅が2期連続2%以上	0	1
			②①又は③以外	1	
			③対前期減少幅が2期連続2%以上,又は当期補助金等なし	2	
5	借入金の抑制【借入金依存度】	借入金依存度は抑制されているか。(3期比較) [借入金依存度(%)=(長期借入金+短期借入金)÷資産合計(総資産)×100]	①下記以外	0	2
			②当期≤前期,又は当期≤前々期	1	
			③当期≤前期≤前々期,又は当期借入金なし	2	
6	累積剰余金(欠損金)の状況	累積欠損金を計上していないか。	①累積あり	0	2
			②累積なし	2	
合計 (13点満点)					12

団体による自己評価 (概況, 今後の課題・対策等)	県(主務課)の所見	参考指標
補助金を積極的に活用して事業の充実強化を図るとともに、他方でコロナ禍により費用が大幅な縮減となった結果、黒字が大きく拡大した。また、公益目的事業会計において「収支相償」を確保し、健全性を維持することができた。	コロナ禍においても、創意工夫を重ね事業の充実強化を図り、収支相償基準を達成している一方、法人全体としては経費節減に努めることで黒字を継続しており、健全な財務運営であると認められる。	A

＜参考指標＞

合計点が
 11～13点の場合：A（概ね良好）
 7～10点の場合：B（改善の余地あり）
 3～6点の場合：C（改善措置が必要）
 0～2点の場合：D（大いに改善措置が必要）